

事 務 連 絡  
平成 1 9 年 7 月 3 日

各都道府県介護保険主管部（局）  
民 生 主 管 部（局）  
老人医療主管部（局）  
地 方 社 会 保 険 事 務 局

} 御中

厚生労働省老健局老人保健課

厚生労働省保険局医療課

「摂食機能療法の算定基準に係る Q & A」の送付について

介護保険行政及び医療保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「摂食機能療法の算定基準に係る Q & A」を作成いたしましたので送付いたします。各自治体等におかれましては、これらを参照の上、事務を進めていただきますよう、お願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課  
企画法令係

TEL 03-5253-1111 (3949)

厚生労働省保険局医療課

企画法令係

TEL 03-5253-1111 (3288)

(問) 医療保険と介護保険における「摂食機能療法」は、誰が実施する場合に算定できるのか。

(答)

1 摂食機能療法は、

- ・ 医師又は歯科医師が直接行う場合
- ・ 医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又は作業療法士が行う場合

に算定できる。

(介護保険の介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所の特定診療費における摂食機能療法については、「介護報酬に係るQ & A」(平成15年5月30日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)において、「理学療法士、作業療法士を含まない」とされているところであるが、摂食の際の体位の設定等については理学療法士又は作業療法士も行うことができることから、これらを摂食機能療法として算定することができるものとする。)

2 なお、摂食機能療法に含まれる嚥下訓練については、

- ・ 医師又は歯科医師
- ・ 医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師又は歯科衛生士

に限り行うことが可能である。